情報公開答申第156号

答申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の結論

山口県人事委員会(以下「実施機関」という。)が令和6年(2024年)1月30日付け令5人委第228号で行った公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和6年1月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、「○○部長が令和○年○月に現職死亡された。この件について、全ての文書(メモ含む)なお、職員イントラに死因記載なしの理由については○○課長が部長本人の意思であると返答された」に係る公文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の処分

本件請求に対し、請求のあった公文書は、作成しておらず存在しないことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年3月19日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨(弁明書より抜粋)

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書は存在しないことを理由として、実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

開示請求のあった件については○○の所掌事務でないことから公文書を作成しておらず、したがって、公文書が存在しない、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

また、審査請求人は、実施機関が嘘を言っているなどと主張しているだけであり、 本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していることを推認できる根拠を示していない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	三月	l F	経過		
令和	6年	5月23日	実施機関から諮問を受けた。		
令和	7年	7月24日	24日 事案の審議を行った。		
令和	7年1	0月10日	事案の審議を行った。		

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会(第一部会)委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏	名	役 職 名	備考
沖	本	浩	弁護士	部会長
古	林	照 己	公認会計士	
服	部	麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年8月31日まで)

	氏	名	役 職 名	備考
通	Щ	和史	弁護士	部会長
古	林	照 己	公認会計士	
服	部	麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年10月10日現在)